香川県広域水道企業団における工事の入札契約制度について

香川県広域水道企業団

1 企業団の入札契約の基本的考え方

- ① 広域水道施設整備工事及び設計金額5千万円以上の経年施設更新工事等に係る入札·契約は企業団本部で行い、設計金額5千万円未満の経年施設更新工事等に係る入札·契約は企業団事務所で行う。
- ② 入札・契約は、平成30年度から2年間は、企業団本部が行うものは県の制度に、また、企業団事務所で行うものは、それぞれ旧水道事業体の制度によるものとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一する。

2 本部発注と事務所発注の区分について

(1)広域水道施設整備工事とは

水道事業の基盤を強化するために必要な施設等の整備に係る工事

⇒ 市町間を連携する水道施設の整備工事 等

(2)経年施設更新整備工事とは

経年化した既存施設、設備の更新整備や施設の耐震化に係る工事

⇒ 老朽管等の更新工事 等

- (3)企業団本部で発注する工事
 - 〇 全ての広域水道施設整備工事
 - 〇 設計金額5千万円以上の経年施設更新工事等
- (4)企業団事務所で発注する工事
 - 〇 設計金額5千万円未満の経年施設更新工事等
- (5)企業団本部発注工事と企業団事務所発注工事の見分け方
 - 企業団本部発注工事 ⇒ 企業長名で入札公告等
 - 企業団事務所発注工事 ⇒ 事務所長名で入札公告等

3 平成31年度までの入札契約制度について

- (1)基本的な考え方
 - 〇 企業団本部及び府中事務所が行うものは、県の入札契約制度
 - 〇 企業団事務所(府中事務所を除く)が行うものは、それぞれ 各事務所の所在市町の入札契約制度



- 〇 一部を除き、平成30年度と31年度の2年間は、その時点の県や市町の入札契約制度を用いて、企業団本部や企業団事務所で発注(県や各市町の制度改正に注意してください)
- 制度統一が可能な項目は、前倒しして統一を行う

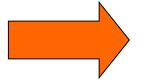
(2)具体的な取扱い

- 入札方法電子入札 ⇒ 本部、各事務所(高松、丸亀、善通寺、三豊、府中)紙入札 ⇒ 上記以外の事務所
 - ⇒ 今までと同じ
 - ※電子入札については、「発注機関」の欄から、企業団本部(府中 事務所含む)やそれぞれの事務所を選択
- 入札参加資格要件、低入札価格調査基準価格、最低制限価格、 社会保険等未加入対策、前金払、中間前金払、総合評価制度、 発注標準額、入札参加資格者名簿 など
 - ⇒ その時点の県及び各市町の制度を企業団で適用 32年度以前であっても、前倒しして統一する可能性あり(こ の場合はHP等で周知)

(3) 香川県広域水道企業団における総合評価方式について

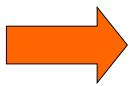
総合評価方式については、入札・契約の運用に準拠し、平成30年度と31年度の2年間は、企業団本部及び府中事務所発注工事は香川県の制度を、企業団事務所(府中事務所を除く)発注工事はそれぞれ各事務所の所在市町の制度に準拠する。

企業団本部 及び府中事務所



香川県の総合評価制度に準拠

企業団事務所 (府中事務所を除く)



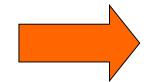
それぞれ各事務所の所在市町の 総合評価制度に準拠

【参考】企業団本部及び府中事務所への適用

【H29年度香川県総合評価方式】

総合評価方式の評価タイプ

- 〇高度技術提案型
 - 技術的な工夫の余地が大きい工事で、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるもの。
- 〇技術提案型
 - 施工方法等について技術的な工夫の余地がある工事で、施工上の工夫等の技術提案を求めるもの。
- 〇施工計画型
 - 技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画の提案を求めるもの。
- 〇実績評価型
 - 技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工計画等の提案は求めず、企業の施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの。
- 〇企業評価型(通常型)
 - 技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業の工事成績評定点や地域精通度等により評価を行うもの。
- ○企業評価型(若年·女性技術者育成型)
 - 企業評価型(通常型)の評価に加えて、配置予定技術者として若年技術者や女性技術者の配置を評価するもの。



平成30年度の香川県制度に準拠するものとし、評価タイプと 工事規模による適用範囲についても同様とする。

(4)入札契約制度の見分け方について

「香川県広域水道企業団企業長」又は「香川県広域水道企業団府中事務所長」名で入札公告及び指名執行通知をした工事



香川県の入札契約制度により発注

府中事務所以外の事務所長名(「香川県広域水道企業団〇〇事務所長」)で入札公告及び指名執行通知をした工事



各市町の入札契約制度により発注

〇 入札契約制度と発注者名の対比(本部及び府中事務所以外)

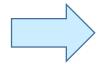
- ・高松市の制度によるもの
- ・丸亀市の制度によるもの
- ・坂出市の制度によるもの
- ・善通寺市の制度によるもの
- ・観音寺市の制度によるもの
- さぬき市の制度によるもの
- ・東かがわ市の制度によるもの
- ・三豊市の制度によるもの
- ・土庄町の制度によるもの
- ・小豆島町の制度によるもの
- ・三木町の制度によるもの
- ・宇多津町の制度によるもの
- ・綾川町の制度によるもの
- ・琴平町の制度によるもの
- ・多度津町の制度によるもの
- まんのう町の制度によるもの

- ⇔ 香川県広域水道企業団高松事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団丸亀事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団坂出事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団善通寺事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団観音寺事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団さぬき事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団東かがわ事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団三豊事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団土庄事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団小豆島事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団三木事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団宇多津事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団綾川事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団琴平事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団多度津事務所長
- ⇔ 香川県広域水道企業団まんのう事務所長

4 平成32年度からの制度統一について

(1)考え方

基本計画



平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、入札契約制度を統一

- (2)統一に向けた方向性
 - 〇 企業団の業務区域は、ほぼ県下全域であり、企業団と同等の区域を管轄する構成団体は香川県しかないため、県の制度をベースにして検討を進めていく
 - 検討に際しては、地域の実情を踏まえつつ行う
 - 統一できる項目については、32年度以前であっても、前倒 しして統一を行う

- (3)平成30年度から統一する項目 平成30年度と31年度の2年間については、基本的には、 県や各市町の入札契約制度に準拠するが、次の項目につい ては、平成30年度から統一する。
 - ① 予定価格

すべて事前公表とする(随意契約を除く) ※入札公告又は指名執行通知に予定価格を記載

② 工事内訳書

予定価格の事前公表にあわせ、内訳書様式を統一する ※様式については、HPに掲載している資料を参照

- ③ 主任技術者の兼務 県の制度に準拠して統一する
- ④ 現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務
 - 県の制度に準拠して統一する
- ⑤ 指名停止措置、不当要求対応

県の制度により統一する

- ※指名停止措置については、本部で一括対応
- ※不当要求行為については、本部と発注事務所が連携し

て対処 ⇒ 業者には企業団への報告と警察への通報

を義務付け

5 その他

- (1)発注見通し 平成30年度の発注見通しについては、4月中に、本部で一括 して企業団ホームページにおいて公表する。 ※本部(工務課、浄水課)と各事務所分に区分
- (2)工事関係情報 企業団ホームページにおいて、入札情報、入札結果、各種様 式、関係規程などを、順次、掲載していく予定

企業団HPアドレス http://union.suido-kagawa.lg.jp/